

設置の趣旨等を記載した書類

I 設置の趣旨等

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 教育上の理念、目的

上越教育大学（以下「本学」という。）は、主として初等中等教育教員に研究・研鑽の機会を提供することを趣旨とする大学院学校教育研究科（修士課程）と、学校教育学部（初等教育教員養成課程）を備えた新構想の教員養成大学として、学校教育に係る諸科学の研究を推進するとともに、教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養、高い学識及び優れた技能を合わせ備えた有為の教育者を養成することを目的として、昭和53年10月1日に設置された。

平成8年4月には、本学、兵庫教育大学、鳴門教育大学、岡山大学の4大学で構成する「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）」が設けられ、学部、大学院（修士課程）及び同（博士課程）を擁する教育総合大学としての体制を整えた。

修士課程は、主として初等中等教育の実践に関わる諸科学の総合的・専門的研究を行うとともに、初等中等教育教員に高度の学修と研究の機会を与え、その理論的・実践的な能力の向上を図ることをねらいとしており、設置目的の達成に向けて全学的な努力を重ねてきた。

しかしながら、中央教育審議会の答申（平成18年7月11日）「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、「教員養成分野でも、とすれば個別分野の学問的知識・能力の育成が過度に重視される一方、学校現場での実践力・応用力など教職としての高度の専門性の育成がおろそかになっており、本来期待された機能を十分に果たしていない」との指摘が見られる。また、国立の教員養成系大学学部に関する懇談会の「今後の国立の教員養成系大学学部の在り方について」（平成13年11月22日）では、修士課程に対し、特に「学校現場で生じている今日的課題」への取組が期待されている。

これらの指摘を踏まえ、新構想の教員養成大学として設置された本学に求められる社会的ニーズに応えるとともに、創設の理念をさらに継承・発展させていくために、学校現場における実践力・応用力といった教職としての高度な専門性の育成に重点を置く教職大学院の創設が有益であると判断した。

そこで、本学の構想する教職大学院は、広範囲な研究対象・内容と多様な方法によって成立している諸学問の応用的・学際的な分野として、本学がこれまで展開してきた学校教育実践学を基盤とし、学校と大学が真に協働的・継続的な関係を保ちながら大学院に在籍する学生・大学教員・現場教員の三者がともに学び合える場を創造し、大学院学生の教育とともに、学校現場の今日的課題の解決をも行うことにより、教職に関する精深な学識を身につけ、教育現場に生起する問題や事象について即時的に判断し、対応する力量を有する教育者を育成し、社会に送り出すことを目的とする。また、その目的を達成するため、教職大学院の教育内容と教育方法及び指導体制については、後述の3「教育課程の編成の考え方及び特色」で示すように、教員としての実践的指導力を育成するのに適したものとする。

学校教育現場との密接な交流を教育課程の編成と実施を通して具体化することにより、教職大学院入学者（一学年定員）の約3分の2の学生は、教育現場での中心的又は運営的な役割を担い、約3分の1は高度な資質を備えた新人教員として、その使命を担っていくことを想定している。

(2) どのような教員を養成するのか。

教職には、目の前の子どもや学校の抱えている課題や問題状況を、「いま、ここ」で即時的に把握し、対応することが求められる。たとえば、学力保障に向けた授業実践の改善、不登校を予防する生徒指導の実施、地域ボランティアを導入した学校運営の展開など、各種の高度な知識や技能を活用しながら、与えられた条件のもとで、子どもや学校にとって最適な状況を実践のなかで作り上げていくことがそれにあたる。

その一方で教職には、子どもや学校及び教育のあるべき姿や現状を的確に分析し、中・長期的な視点にたって新しい方向性を打ち出すことも必要である。たとえば、市民科や総合学習など、既存の枠にとらわれない新しい学習内容や方法の探究、知られていなかった郷土史や植生の発見などによる教育内容の革新、子ども理解に関する新たな心理学理論の提案、市民が参加する新しい教育制度のあり方の探究など、これまでの枠組みを乗り越える実践的な研究を行うことによって各種の高度な知識や技能を自ら生み出し、教育のさまざまな側面において新たなビジョンを構想することがそれにあたる。

両者はいずれも、教員に必要な職能であるとともに、精深な学識と高度な専門性が求められる点で共通している。しかしながら、前者で求められる力量は、刻々と変化する学校現場の状況を「いま、ここ」で把握し、実践のなかで対応する「即応力」であるのに対し、後者で求められているのは、中・長期的な視点に立って特定の領域についてじっくりと研究し、それをもとに新しい方向性を打ち出す「構想力」である。そして、「即応力」は実践の過程を通して身につけていくのに対し、「構想力」は研究を通して備わっていくのである。

これらのことから、本学の教職大学院においては、教職に関わる深い学識を学校教育の現場の中で活かしながら教育実践を展開することを通して、上記の「即応力」を備え、多様な人々と協働しながら教育現場の課題の解決に向けて実践していくことのできる教員を育成することとする。そして、後者の「構想力」を備えた教員については、主に既存の修士課程において実践的な研究を行うことを通じて育成する。なお、ここでいう実践的な研究とは、個別分野の学問的知識・能力の育成を過度に重視するのではなく、学校現場での実践力・応用力など教職としての高度の専門性の育成につながるような研究である。

また、本学の教職大学院が対象とするのは、次のような教員である。中央教育審議会の答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」では、「教員に対する様々な要請や、各大学における大学院段階での取り組みの実績等を考慮すると、教職大学院は、当面、①学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人

教員の養成、②一定の教職経験を有する現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員）の養成、二つの目的・機能とする。」と記されている。

教員のライフステージから考えて、②は更に二つに分けられる。第一には新人から中堅に移行しつつある段階である。この段階の教員は、勤務校及び地域学校において新人教員の職能、特に授業・学級経営能力形成のサポーターとしての役割を果たすことが期待される。同時に、勤務校及び地域学校の教員・学校が連携して行う、授業・学級経営の実践者・調整者としての役割を果たすことが期待される。第二に、上記に述べた中堅としての役割を一定期間努めた段階である。この段階の教員は、授業・学級経営の企画者としての役割が期待される。

以上のことから、対象とする教員は以下の3つに分類される。

- ① 学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を習得した者で、学習指導や学級経営、生徒指導などに関する高度な実践的能力が求められる者。
- ② 現場での一定の教育経験を有する小・中学校等の現職教員で、若手教員の資質向上及び、学年や学校、地域において学習指導や学級経営、生徒指導などに関する指導的役割を果たす者。
- ③ 現場での一定の教育経験を有する小・中学校等の現職教員で、学校のスクールリーダーとしての役割が期待される者。

上記①・②は、ともに学習指導や学級経営、生徒指導などに関わる、教育実践上の能力の高度化を期するものである。一方、③は、スクールリーダーとして指導的な立場に立って学校を運営していく能力の高度化を期するものである。

以上の内容を「人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標」を明確にする観点から整理して表現するならば、本学の構想する教職大学院は、教職に関わる精深な学識を授けるとともに、理論と実践の架橋・往還・融合を通して、教育現場に生起する問題や事象について即時的に判断し、対応する力量を備えた高度専門職業人としての初等中等教育教員を養成することを目的としているとすることができる。

本学の大学院学校教育研究科は、現職教員に2年間の研究と修養の機会を提供するという大学院設置の趣旨を踏まえ、その3分の2は初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者を入学させることとしてきたところであり、その点を勘案すると構想する教職大学院の入学定員は50人であることから、学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を習得した者（学卒大学院生）が約16人であり、現場での一定の教育経験を有する小・中学校等の現職教員（現職大学院生）が34人となる。

現職大学院生については、都道府県教育委員会からの派遣が、ほとんどを占めることが想定されることから修了後の進路としては、当然のことながら派遣元の教育委員会管下の学校へ戻ることとなるが、一方、学卒大学院生については、都道府県教育委員会のニーズに応え即戦力となる高資質の新人教員として養成し、教育現場に送り出すこととしている。

初等中等教育教員の需要見通しとしては、一見緩和傾向にある採用試験により就職環境は改善するように見える。しかし、本学のみならず、学部段階におけるカリキュラムの見直しを含め、教育実践演習の新規開講、教育実習の更なる充実、インターンシップの積極的推進等が求められており、本学に限って言えば、学部・大学院共に全国から学生が集まっているとはいえ、出身者が多く占める新潟県と東京を中心とした大都市圏とは試験日程が重なっていることから併願が不可能な状況にあり、本県の教員採用環境も若干の改善があるとはいえ、依然厳しい状況にあるものと認識している。

以上のことから、学部卒業レベルでは楽観視することに慎重でなければならないが、都道府県教育委員会等が実践的指導力を一層重視する傾向や、そのための特別選考の増加は、教職大学院への期待とも受け取ることができ、質の高い修了者を輩出することで、即戦力となる新人教員を教育現場に提供できるものと確信している。

教職大学院の設置に併せて、今後、より教職に関する崇高な使命感を有する学生の確保のための入試改革、実践的指導力育成のための学部・大学院におけるカリキュラムの見直し及び教育委員会との連携を積極的に推進していく決意である。

2 研究科、専攻等の名称

(1) 研究科、専攻の名称

本学の大学院学校教育研究科は、現代的教育課題を認識し学校教育の現場において、それに対応した教育実践を可能とする理論の構築と、それを実践できる高度な実践力を有する教育者を育成し、社会に送り出すことを目的とする。現状の学校教育研究科は修士課程としているが、専門職大学院制度を活用することにより、専門職学位課程を新たに設け、修士課程と合わせ二つの課程で構成することとし、修士課程の入学定員300人のうち50人を専門職学位課程の入学定員へ移行する。

両課程のうち、修士課程では学校教育の現場に根ざした実践的研究を通して「構想力」を育成することを主たる目的とし、他方、専門職学位課程（教職大学院）では、理論的な考察を学校教育の現場の中で活かしながら教育実践を展開、高度化することを通して「即応力」を育成することを主たる目的とする。

国立の教員養成大学・学部の在り方に関する懇談会の報告（平成13年11月22日）「今後の国立の教員養成大学・学部の在り方について」では、「学校現場で生じている課題は、ますます多様化・複雑化」していることが指摘されている。そのような中で教育実践に携わるためには、上記1-(2)で示したように、教育の現場で生起する複雑な教育事象の仕組みや成り立ちを分析的、理論的にじっくりと考え、新しい方向性を打ち出す「構想力」が求められる。その一方で、広範な実践的知識を用いながら、刻々と変わる教育現場の状況を即時に判断し、適切に対応しながら教育実践を展開していく「即応力」も必要である。

本学の教職大学院では、前述のように、特に『即応力』の育成を中心として、教員に必要とされる知識・技能を生涯にわたって学び取る意欲と能力を持ち、自らの知識・技能を用いて、多様な人々と協働しながら教育現場の課題の解決に向けて実践していくことのできる教員を育てていくことを目的とする。

学校現場における「即応力」は、臨床力と協働力という二つの力量によって構成されている。臨床力とは学問知と実践知の動的なバランスを保持する力である。実践のただ中に身を置き、学問知を用いて教育実践の記録・分析を行い、それに基づいて実践知を組み替えていく力である。具体的には、臨床場（教育に関わる現象が生起する実際の場面。具体的には学級、学校等）において、長期間にわたって学習者・教員等を記録・分析しつつ、意思決定を行うことのできる力を指すものである。

臨床力の育成については、本学には20年以上に及ぶ現場教員とともに積み上げてきた教育研究の実績がある。そこでは現場教員の問題意識と、学術研究の融合がなされている。それらの研究は学術的でありつつ、常に個々の教員特有の文脈に繋げることのできる糸口を持っている。また、現場教員の問題意識は、一度の授業の成否ではなく、最短でも1学期という長期の教育の成果である。そのため、本学における臨床研究は、そのような長期にわたる教育実践の記録・分析に基づいている。教職大学院は、そうした学術研究と現場教員の問題意識が融合した、学問知と実践知の動的なバランスの上に立つ本学特有の教育システムである。

一方、そもそも教職は、学年部会や校務分掌に見られるように協働によって成し遂げられる仕事である。しかも最近では、少人数指導や総合的な学習の時間などによって協働の機会が増すとともに、子どもの学びを協働によって組織することも求められている。そのため教員には、それらの人々と繋がりを持ちつつ課題を解決し得る能力や、人々の中に協働性を構築する能力がますます必要になっている。すなわち、協働力とは、教員同士はもちろん、保護者や地域の人々など、様々な人々との繋がりを持ちつつ課題を解決し得る能力や、人々の中に協働性を構築しつつ教育実践を形作っていく力であり、また、子どもたちの協働的な学びを組織していく力でもある。

協働力の育成について、本学大学院（修士課程）では、開学以来の特色ある科目である「実践場面分析演習」において、教職経験のない大学院学生と現職教員である大学院学生がともに学ぶところが特徴的な協働の場における学びを積み重ねており、教員の側にもノウハウの蓄積がある。また、学部学生と大学院学生がともに学ぶ授業も設定されており、協働的關係を作りあげる機会が保障されている。教職大学院ではそれを発展させ、教員経験のない大学院学生と現職教員である大学院学生、更には学部教育と連携することにより、多様なメンバーが、臨床場において共通の実践的課題に取り組む機会を設定する。両者の間に一定の知識・経験にかかわる差異があることは言うまでもないが、教職経験のない大学院学生や学部学生の純粋な疑問に現職教員である大学院学生が答えようとすることで隠された問題性や課題が明らかになったり、また逆に現職教員である大学院学生が具体的に持つ教育課題や知識・経験に学ぶことで教職経験のない大学院学生が臨動的な問題意識を磨いたりすることができる。こうした協働の学びを実現できるよう大学の教員はコーディネートを進めるものとする。必要な場合には教職経験のない大学院学生に個別的なカウンセリングや補充的な学習を実施する。

上記のことから本学が構想する教職大学院の名称は、臨床場において多様なメンバーとともに教育実践を分析し、その実践を高度化していく活動のなかで臨床力と協働力を高めていくことによって、複雑な教育現場の状況を即時に判断し、対応する「即応力」を備えた教員を養成することを目的としているものであることを明示する表現が適切であると判断し、大学院学校教育研究科（専門職学位課程）「教育実践高度化専攻（英文名称：Teachers Professional Development）」とする。

(2) コースの設置及びその目標

教育実践高度化専攻における「人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標」は以下のとおりである。

上述のように本学の構想する教職大学院の教育実践高度化専攻は、教職に関わる精深な学識を授けるとともに、理論と実践の架橋・往還・融合を通して、教育現場に生起する問題や事象について即時的に判断し、対応する力量を備えた高度専門職業人としての初等中等教育教員を養成することを目的としている。このように、高度専門職業人としての初等中等教育教員の養成に特化又は焦点化された専門職大学院としての教職大学院の目的を効果的に達成していくために、上記1の(2)で述べた3種類の対象のうち、主に①及び②の教員・学生が協働して学ぶ「教育実践リーダーコース（標準学生数30人）」と、主として③の教員が学ぶ「学校運営リーダーコース（標準学生数20人）」を設ける。

両コースの「人材養成上の目的」と「学生に修得させるべき能力等の教育目標」は以下のとおりである。

教育実践リーダーコースは、教職に関わる精深な学識を授けるとともに、理論と実践の架橋・往還・融合を通して、子どもの経験の総体としてのカリキュラムを教室や学校で自らデザインできる「指導的立場から方向性を示す教員」と「即戦力となる新任教員」を養成することを目的とする。

【注】本コースの名称である教育実践とは、教科学習だけでなく、教科外学習をも含むものである。

学校運営リーダーコースは、教職に関わる精深な学識を授けるとともに、理論と実践の架橋・往還・融合を通して、生き生きとした子どもの学びや教師の活動を実現する学校を自ら企画・運営していくことのできる「学校において指導的な役割を果たす教員」を養成することを目的とする。

【注】本コースの名称である学校運営リーダーとは、狭義に校長や教頭という学校経営リーダーを指すものではなく、教務主任や生徒指導主事などをはじめとする中核的中堅教員（ミドルリーダー）を指すものである。

これら二つのコースに入学してくる学生の数的見通しと、修了生の見通しについては、既にも上記1の(2)の後半で具体的に述べたところである。その見通しを実現すべく全学的協力体制の下で取り組みを進めていく決意である。

3 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成方針

本学の構想する教職大学院（教育実践高度化専攻）では、深い学識と教養をもとにしながら、刻々と変わる教育現場の状況を即時に判断し、適切に対応しながら教育実践を展開していく「即応力」を持った教育者を育成の上、社会に送り出すことを目指し、修得させるべき資質能力【資料1：教育実践高度化専攻の授業科目の履修により修得させるべき資質能力として設定する目標】を明確に定め、以下の基本方針に沿って教育課程を編成する。

- 1) 教職に求められる高度に専門的な力量である「即応力」を構成する要素の一つは、臨床場（教育に関わる現象が生起する実際の場面）の状況を、学問知と実践知を融合することによつて的確に把握し、対応していく「臨床力」である。そのため、教育課程の基本として、常に学校現場を臨床場の視座として置き、連携協力校など教育関係諸機関との密接な連携の下、現代的な教育課題を題材とした臨床的な教育実践を長期間にわたって積み重ねていくことをねらいとしている。具体的な実践対象としては、個々の子どもに対するきめ細かな学習指導や生活指導の在り方、学級を対象とした教科等の学習指導や学級経営の在り方、学校における教育課程、職員体制、地域との連携、リーダーシップなどの在り方、地域社会における教育行政の在り方など、臨床場の広がりに応じて多様なものを修得させる。
- 2) 各種の臨床場における教育課題と密接に結びついた授業科目によつて構成し、各臨床場における事例を題材とした授業科目を履修することによつて所期の学習成果を得るにとどまらず、それらの学習成果を臨床場に還元する。
- 3) この学習成果は、連携先の学校や教育委員会などに還元され、そこでの検証を受けて新たな課題をつくることは、本学と臨床場が現代的な教育課題の探究を通して有機的な循環関係を形作ることになる。その結果、本学の教職大学院における教育実践の成果が臨床場における実務に還元し得るか否かは常に明確に評価されることになり、そのことがより質の高い臨床的な教育研究を展開するための契機となる。
- 4) 「即応力」を構成するもう一つの要素は、同僚や保護者、地域の人々などと繋がりを持ちつつ課題を解決していく「協働力」である。その「協働力」を育成するため、教育課程に現職大学院学生と学卒大学院学生が協働する授業科目を開設し、また、年齢・学校種・専門教科を異にする多様なメンバーで学習できるように配慮する。このことにより、教職大学院の所期の目的を実現するとともに、学部教育の充実を図る。
- 5) 全ての領域・科目について授業科目を開設し、学校現場における実践力・応用力などの教職に求められる高度な専門性を育成するため、全ての教員が実践と理論とを架橋する発想に立ち、学校教育における「理論と実践の融合」を強く意識した体系的な教育課程を編成しており、臨床共通科目部分は理論的教育を、コース別選択科目部分は実務的教育というような二分法的な考えではなく、「①授業観察・分析や現場における実践活動・現地調査、実務演習など、学校における活動自体に特化した科目を設定」とともに、「②個々の科目内部において、事例研究や授業観察・分析、模擬授業、現地調査等を含めたものとする」など、理論的教育と実務的教育との実効的な架橋を実現するものである。特に、コース別選択科目の授業内容は、学校における教育課題の把握や教員の実践を裏付けるとともに、様々な事例を構造的・体系的にとらえられるものとする必要性から、「③実践的指導力を備えた教員の養成の観点から、教員に必要な実践的な指導技術（スキル）を獲得させるものであること」、「④指導技術（スキル）を取り上げる際、なぜその指導技術（スキル）を活用するのかについての背景、必要性及び意味について説明できるものであること」、「⑤事例研究や授業観察・分析、模擬授業、現場における実践活動・現地調査等により、教育現場における検証を含むものであること」の5点を科目構成上において重視している。

(2) 教育課程の概要

1) 教育課程の全体構成

本学の教職大学院における教育課程の構成は、大きく分けて、全ての学生が共通的に履修する「臨床共通科目（下図のとおり①～⑤の領域を設定）」部分、各コースにより選択される「コース別選択科目（学校支援プロジェクト科目、プロフェッショナル科目）」部分、連携協力校などで行う「実習科目（学校支援フィールドワーク）」部分となっている。

「臨床共通科目」

〈設定する領域〉

- ① 教育課程の編成及び実施に関する領域
- ② 教科等の実践的な指導方法に関する領域
- ③ 生徒指導及び教育相談に関する領域
- ④ 学級経営及び学校経営に関する領域
- ⑤ 学校教育と教員の在り方に関する領域

「コース別選択科目」

〈教育実践リーダーコース〉

- ① 学校支援プロジェクト科目
 - ・学校支援リフレクション
(体験を反省的に位置付ける学び)
 - ・学校支援プレゼンテーション
(体験によって得たことを人に伝える学び)
- ② プロフェSSIONAL科目

〈学校運営リーダーコース〉

- ① 学校支援プロジェクト科目
 - ・学校支援リフレクション
(体験を反省的に位置付ける学び)
 - ・学校支援プレゼンテーション
(体験によって得たことを人に伝える学び)
- ② プロフェSSIONAL科目

「実習科目(学校における実習)」

- ・学校支援フィールドワーク(体験による学び)

【注】小学校等の教員としての実務経験を10年以上有している等の条件を満たす者については、申請に基づき、実習科目10単位のうち、6単位を修得したものとみなすことができるものとする。

2) 各区分ごとの構成及び概要

① 臨床共通科目

全てのコースの学生が共通に履修すべき授業科目として、教職に求められる高度に専門的な力量の基礎となる学識と教養及び技能を体系的に身に付けるために開設する。

前表のとおり設定する5つの領域に係る授業科目は、「即応力」の構成要素の一つである「臨床力」を高めるために必要とされる理論的・実践的知識を体系的に学び、臨床力の基礎となり、対象となる問題に関わる「人・物・事」を、その場において長期間にわたって、記録・分析する学術研究・実践研究の知見や方法論などを学ぶものである。

従って、「高度に統制された条件下での記録・分析」、「比較的短期間で実施できる記録・分析」、「文献・二次資料による記録・分析」は、主な講義内容とならない。

同時に、「即応力」を構成するもう一つの要素である「協働力」を育成するため、多様な経験を持つ現職大学院学生と多様な大学(学部)を卒業した学部卒大学院学生による協働の場を構成することにより、学部卒大学院学生の持つ純粋な問題意識が、現職大学院学生に見えにくい問題性や課題を明らかにしたり、現職大学院学生が持つ具体的な教育課題や知識・経験に学ぶことで学部卒大学院学生が臨床的な問題意識のもとに課題解決への道筋をトレーニングする。本学大学院(修士課程)では、開学以来の特色ある科目である「実践場面分析演習」において、教員経験のない大学院学生と現職教員である大学院学生がともに学ぶところが特徴的な協働の場における学びを積み重ねており、教員の側にもノウハウの蓄積がある。

なお、こうした協働の学びを実現できるよう学生一人ひとりに専任教員をアドバイザーとして選任し、適切な指導・助言とともに、学部卒大学院学生と現職大学院学生のコーディネートを進め、更に、必要な場合にはオフィスアワーを活用して、教員経験のない学部卒大学院学生に個別的なカウンセリングに応じたり、補充的な学習を用意したりする。このような学生指導体制を構築し、円滑な運用を図っていくことにより、学部卒大学院学生のニーズに応え、その学習が円滑に進むよう配慮することで、協働の学びを実現する。

② コース別選択科目

深い学識と教養をもとにして学校現場における実践を意味づけ、的確に判断する力量を身に付けるために開設する。

個々の学生の「得意分野」づくりを意図し、臨床共通科目の履修による幅広く厚みのある基礎の上に、学生が更に専門的に絞り込んで修得することを可能とするため、コース別選択科目の中に学校教育における問題分野に対応した授業科目群として「学校支援プロジェクト科目」及び「プロフェSSIONAL科目」を各コース別に開設し、履修させることで、それぞれの分野において、専門職としての高度の実践的な問題解決能力・開発能力を有する人材養成をねらいとしている。

「学校支援プロジェクト科目」及び「プロフェSSIONAL科目」の概要は、次のとおりである。

ア 学校支援プロジェクト科目

「臨床力」を持った高度専門職業人の育成を実現するために、長期にわたって臨床場に入り込んで一定の課題を持った活動を行い、その課題への取り組みを通して、そこで生じている現象を記録・分析しつつ、問題の核心をついた対処の方向性を示す訓練を行うものである。

この科目群を構成する授業科目の一つひとつが、「学校支援リフレクション（体験を反省的に位置付ける学び）」と「学校支援プレゼンテーション（体験によって得たことを人に伝える学び）」の二つの要素から構成されており、実習科目として提供される「学校支援フィールドワーク（体験による学び）」と合わせて履修することで、本学独自の教育課程の特徴である「学校支援プロジェクト」を構成する。この科目の内容は、連携協力校の抱える様々な課題を解決するなど支援を目的としており、具体的な課題解決を通して総合的な力量の育成を図るものである。

イ プロフェッショナル科目

各学生が所属するコースに特化した専門的内容について、教育実践の中での問題を的確に把握し、問題を深く掘り下げる多様な探求の方法を実践的に身に付けるために、既にある臨床的な研究に学ぶとともに、実際上の分析を協同的に進めるものである。この科目群は、コース別に授業科目を開設し、学校教育における実践に直接結びつく真の得意分野を形成できるよう、演習部分の充実を図って、多様なプランを個々が形成できるようになることを意図している。また、個々の関心に基づいて、教育現場における実践を的確に観察調査する能力の開発を図る科目を開設する。

③ 実習科目

教育現場の状況を的確に把握し、他の人々と協働しながら適切に対応する力量を、学校現場における実践を通して身に付けるために開設する。

「臨床共通科目」及び「コース別選択科目」の履修により修得する内容と関連付けながら、長期間にわたり、教科指導や生徒指導、学級経営等の状況を経験するものである。それを単なる経験にとどめないため、実習担当教員により特定の問題・課題の解決策を立て、それを実地に検証する計画された内容とする。言い換えれば、テーマ・目的、あるいは内容・方法が明確に計画された実習であり「計画→実施→分析・評価→改善」という履修過程全体をマネジメントするものである。

これを実現するため、実習科目「学校支援フィールドワーク（体験による学び）」によって実習を行う。この「学校支援フィールドワーク（体験による学び）」を、コース別選択科目として提供される「学校支援リフレクション（体験を反省的に位置付ける学び）」と「学校支援プレゼンテーション（体験によって得たことを人に伝える学び）」と合わせて履修することで、本学独自の教育課程の特徴である「学校支援プロジェクト」を構成する。

3) 学校支援プロジェクトの特色

学校支援プロジェクトは、①学校支援フィールドワーク、②学校支援リフレクション、③学校支援プレゼンテーションという3つの科目形態から構成されている。

それらは、「体験による学び」、「体験を反省的に意味づける学び」、「体験によって得たことを人に伝える学び」、という臨床場をめぐる3つの学び（「実践する」→「省察する」→「成果を還元する」）によって、「即応力」を高めていくとともに、臨床場からのデータを臨床場に還元するサイクルを形成することを意図している。

なお、「学校支援フィールドワーク」と「学校支援リフレクション」は、時系列的・段階的に進む場合だけでなく、同時並行的・相互往復的に進行することも可能とした内容である。

学校支援本プロジェクトの特徴、内容、受講者、履修方法等については、次のとおりである。

① 特徴

学校支援プロジェクトを構成する授業科目については、事前に申し出る場合、協働履修を可能としている。例えば、データ収集、データ分類、考察、発表を協働で分担したり、授業実施・データ記録・分析者を分担したりすることとなる。

なお、学校支援プロジェクトは、次のとおり3つの形態から構成されている。

ア 学校支援フィールドワーク（1科目（現職大学院学生にあっては2科目）：実習5単位相当）：実習科目

連携機関と中長期的に関わりながら進める部分（連携協力校でのフィールドワークやワークショップ、データ採取・収集・整理、連携協力校スタッフとのディスカッション、開発したプログラムの連携協力校における実施、課題解決に関係する学校や人物への訪問調査など、実習的な学びを行う。また、連携協力校のスタッフも様々な形態で参加できる。）であり、150時間の活動を確保した内容である。

イ 学校支援リフレクション（1科目：演習4単位相当）：コース別選択科目

フィールドワークでの学びを深めるため、文献講読、ディスカッション、ディベートなどの多様な方法で学習する部分（従来のゼミに相当し、フィールドワークと同時並行的に進める場合やフィールドワークと時期を違えて行う場合もある。）の内容である。

ウ 学校支援プレゼンテーション（1科目：演習1単位相当）：コース別選択科目

学んだ内容についてレポートを書く一方、プロジェクト全体の成果について連携機関に還元するために発表会などを行う部分（時期、回数、方法、対象はプロジェクトの内容に対応して決定する。）の内容である。

② 内容

ア 教職未経験者は、主に連携協力校において授業実習を中心に実習し、教師としての使命感・自覚を身に付けるとともに、子ども理解に基づいて授業計画力、授業指導力、授業分析力を培うものであり、この実習を通して、連携協力校の授業改善を支援する。

具体的な支援内容としては、学部卒大学院学生が十分な経験を持っていないという状況に鑑み、現職大学院生の協働的な支援を仰げるよう配慮し、個別計画表の作成段階から協働する現職大学院学生を交え、きめ細かい指導を行う。

また、「実習コーディネーター」として学校教育総合研究センターに、新潟県教委との人事交流による教員や実務経験豊かな退職校長等を配置し、実習サポート体制の充実を図る。「実習コーディネーター」は、実習生受入校との連絡調整はもとより、同校のグランドデザイン等をも把握した上で、日常的に学生の相談に応じ、個別的な助言・指導を行う手厚い体制を構築する。

イ 教職経験者は、主に連携協力校において学校の授業・教育研究を支援したり、教育実習生の実習を実習校担当教諭とTT（チームティーチング）を組みながら支援する実習を中心とし、スクールリーダーである教師としての使命感・自覚を身に付けるとともに、スクールリーダーとしての子どもの理解に基づいて授業計画力、授業指導力、授業分析力を培うものであり、この実習を通して、連携協力校の学校改善を支援する。

具体的な支援内容としては、学部卒大学院学生が十分な経験を持っていないという状況に鑑み、現職大学院生の協働的な支援を仰げるよう配慮し、個別計画表の作成段階から協働する現職大学院学生を交え、きめ細かい指導を行う。

また、「実習コーディネーター」として学校教育総合研究センターに、県教委との人事交流による教員や実務経験豊かな退職校長等を配置し、実習サポート体制の充実を図る。「実習コーディネーター」は、実習生受入校との連絡調整はもとより、同校のグランドデザイン等をも把握した上で、日常的に学生の相談に応じ、個別的な助言・指導を行う手厚い体制を構築する。

③ 受講者

本フィールドワークは教育職員免許状を取得済みではあるが教職未経験者である学卒大学院生及び教員としての実務経験を有する現職大学院生を受講者とする。

④ 履修方法

ア 原則として半期単位で行い、複数の学校支援プロジェクトが同時に開講し、受講者は、それらの中から一つの授業科目を選択する。この場合、当該授業科目以外の科目は履修できない。

イ 各授業科目は、連携協力校、附属学校、教育委員会、教育センター、社会教育施設、教育NPO法人などの各機関との連携のもとで実施し、インターネットなどの通信手段を用いることによって、遠隔地にある機関との連携によるプロジェクトを開講することも可能である。

ウ 学校支援プロジェクトは、複数の教員が担当することも可能とし、受講者である現職大学院生と学卒大学院生の相互作用を活用する。

⑤ 実務経験を有する者による指導

授業担当教員については、前述のように学校教育に関する理論と実践の融合を意識した指導方法・内容である必要があることから、実務経験を有する者による具体的事例を基とした内容であることが重要と考え、単に実務の専門的知見・経験を語るのみならず、事例等を理論的に説明し、また、現状や問題を俯瞰できるものとする観点から、実務の経験・知見を理論化し、適切に教授できる実務経験を有する者等により構成している。

4) 実習科目（学校支援フィールドワーク）の履修が免除される場合の取扱い

小学校等の教員としての実務経験を10年以上有している等の条件を満たす者については、申請に基づき、実習科目10単位のうち、「学校支援フィールドワークⅠ（現職）」及び「学校支援フィールドワークⅡ（現職）」の計6単位を修得したものとみなすことができるものとする。

これは、実務経験の中で一定の臨床的研究を積み重ねてきた者については、既に「即応力」を構成する「臨床力」が備わっているかどうかを実践研究業績などによって判定〔具体的には、実践研究業績（学校の研究紀要、研究会・学会等での発表資料、論文・著作物）を5本以上提出させて審査する。〕することができるからである。

しかし、「協働力」については、実践研究業績などから、その力量が身につけているか判定できないため、協働力に関わる部分〔「学校支援フィールドワークⅠ（特別）」及び「学校支援フィールドワークⅡ（特別）」により集中的にその向上を図ることをねらいとし、学部卒大学院学生との相互作用や連携協力校との協働に関する中核的（連携協力校における学校支援フィールドワークの中でリーダー的）な役割を担うことで「協働力」を高めさせる。

(3) 教育課程の区分

1) 修了要件区分

区 分	授 業 科 目 の 領 域		単 位	摘 要
臨床共通科目	教育課程の編成及び実施に関する科目		20	全コース共通とし、必修科目5科目20単位を修得するものとする。
	教科等の実践的な指導方法に関する科目			
	生徒指導及び教育相談に関する科目			
	学級経営及び学校経営に関する科目			
	学校教育と教員の在り方に関する科目			
コース別選択科目	学校支援プロジェクト科目	学校支援リフレクション	16	所属するコースに開設される「学校支援リフレクション2科目8単位」と「学校支援プレゼンテーション2科目2単位」を含み、計16単位以上を修得するものとする。
		学校支援プレゼンテーション		
	プロフェSSIONAL科目			
実習科目	学校支援フィールドワーク		10	全コース共通とし、2科目10単位を修得するものとする。 ただし、小学校等の教員としての実務の経験を10年以上有している等の条件を満たす者については、申請に基づき、実習科目10単位のうち、「学校支援フィールドワークⅠ（現職）」及び「学校支援フィールドワークⅡ（現職）」の計6単位を修得したものとみなすことができるものとする。
計			46	

2) 開講授業科目、授業方法及び単位数

① 臨床共通科目

領 域	授 業 科 目	年 次	授 業 方 法 等		開 講 時 期
			必 修	選 択	
教育課程の編成及び実施に関する科目	教育課程の編成・実施の実践と課題	1	S 4		前期
教科等の実践的な指導方法に関する科目	教科等の実践的な指導方法の実践と課題	1	S 4		前期
生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導、教育相談の実践と課題	1	S 4		前期
学級経営及び学校経営に関する科目	学級経営、学校経営の実践と課題	1	S 4		前期
学校教育と教員の在り方に関する科目	学校教育と教員の在り方に関する事例研究	1	S 4		前期

【注】単位数及び授業方法等の欄中「L」は講義、「S」は演習、「P」は実験、実習及び実技をそれぞれ示す。以下同じ。

② コース別選択科目
 ○ 教育実践リーダーコース

領 域		授 業 科 目	年 次	授業方法等		開 講 時 期
				必 修	選 択	
学校 支援 プロ ジェ クト 科目	学校支 援リフ レクシ ョン	教育実践リフレクションⅠ	1	S 4		後期
		教育実践リフレクションⅡ	2	S 4		後期
	学校支 援プレ ゼンテ ーショ ン	教育実践プレゼンテーションⅠ	1	S 1		後期
		教育実践プレゼンテーションⅡ	2	S 1		後期
プロフェッ ショナル科目		学び合いの授業論	1		S 2	前期
		学習デザイン論	1		S 2	前期
		教科内容・方法学特論	1		S 2	前期
		勇気づけの学級づくり論	1		S 2	前期
		道徳性の発達と支援	1		S 2	前期
		特別支援教育における授業づくりの理論と 実際	1		L 2	前期集中
		授業と学校の改善に向けた教育調査の理論 と実際	1		S 2	前期
		国語科授業のデザインと評価	2		S 2	前期
		算数・数学科授業デザイン論	1		S 2	前期
		教科の固有性を踏まえた算数・数学科の学 習指導の理論と実際	2		S 2	前期
		理科授業デザイン論	2		S 2	前期
		社会認識を深める授業づくりの実際と課題	2		S 2	前期
		生活科の教科特性とその存在意義	2		S 2	前期
		「子ども・芸術・学校」その実際と課題	2		S 2	前期集中
		身体教育学演習	2		S 2	前期集中
		小学校英語授業づくり論	2		S 2	前期集中

○ 学校運営リーダーコース

領 域	授 業 科 目	年 次	授業方法等		開 講 時 期
			必 修	選 択	
学校支援プロジェクト科目	学校運営リフレクションⅠ	1	S 4		後期
	学校運営リフレクションⅡ	2	S 4		後期
	学校運営プレゼンテーションⅠ	1	S 1		後期
	学校運営プレゼンテーションⅡ	2	S 1		後期
プロフェSSIONAL科目	現代の教育改革とビジョン	1		S 2	前期集中
	学校文化改革の課題と視点	1		S 2	前期
	宗教と公教育	1		S 2	前期
	実践的学校経営特論	2		S 2	前期
	学校経営の危機管理と実践的課題	2		S 2	前期
	学校経営と人権教育特論	1		L 2	前期
	校内の授業研究のシステム化と授業研究の方法	1		L 2	前期集中
	体で学ぶ一斉指導の基礎技法	2		S 2	前期

③ 実習科目

○ 教育実践リーダーコース及び学校運営リーダーコース

領 域	授 業 科 目	年 次	授業方法等		開 講 時 期
			必 修	選 択	
学校支援フィールドワーク	学校支援フィールドワークⅠ(ストレート)	1		P 5	後期
	学校支援フィールドワークⅡ(ストレート)	2		P 5	後期
	学校支援フィールドワークⅠ(現職)	1		P 3	後期
	学校支援フィールドワークⅡ(現職)	2		P 3	後期
	学校支援フィールドワークⅠ(特別)	1		P 2	後期
	学校支援フィールドワークⅡ(特別)	2		P 2	後期

4 教員組織の編成の考え方

教育実践高度化専攻では、教職に関わる精深な学識を授けるとともに、理論と実践の架橋・往還・融合を通して、教職活動の一連のプロセスを高度にマネジメントしつつ教育現場に生起する問題や事象について即時的に判断し、対応する力量を備えた高度専門職業人としての初等中等教育教員を養成することとしている。そのため、「臨床力」と「協働力」を持って教育実践を展開し、高度化する活動を通して、複雑な教育現場の状況を即時に判断し、対応する『即応力』を備えた教員を養成するために配慮されたカリキュラムを設定し、それらを教授できる教員配置としている。

臨床共通科目については、実践的指導力と高度な専門性の基礎となる知識と技能を身に付けさせるため、研究者教員が主体となりつつ、実務家教員と連携・協働し、複数の専任教員がオムニバス方式により実施する。また、コース別選択科目（プロフェッショナル科目を除く。）及び実習科目についても、臨床場（教育に関わる現象が生起する実際の場面。学級、学校等）に実際に入り込んで取り組む授業科目であることから、学校現場に関する十分な経験を有する実務家教員が主体となり計画を立てるが、全専任教員が協力して実施する。

上述のように、本専攻は、教職者に必要とされる高度の専門的力量を組織全体で養成することとし、個別教員の自主性に依拠して教育課程の編成を行うのではなく、専任教員同士のチーム力を基本とし、かつ、組織全体で有機的・統合的な教育課程を編成して実施し、教育効果を上げるものである。このことから、専任教員を16人のうち7人を実務家教員として配置するものである。

本学では、これまでも男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、大学の教員としての実力と人格を備えた人材の採用に努めてきたところであるが、本専攻では結果的に専任教員が男性教員のみで構成されることとなった。専任教員には女性教員がいないが、兼任教員としては実力と人格を備えた女性教員3名を配しているところである。今後も男女共同参画社会基本法の理念を踏まえつつ、適切な人材採用に努めていくこととする。

なお、コース別選択科目のプロフェッショナル科目は、学校教育における実践に直接結びつく真の得意分野を形成できるように配慮しているため、当該科目分野に実績のある専任教員に加え、全学的な協働体制により兼任教員を配置し、開設授業科目の充実を図っている。

配置する専任教員【資料2：国立大学法人上越教育大学教員選考基準規程】は、研究者教員については、「臨床」若しくは「教師又は教育等の実務」に係る研究業績及び教育研究指導の実績を有する者であり、そのうち2人は学校教育学に関する博士の学位を有している。また、実務家教員については、教諭としての実践の経験、教頭・校長としての学校管理の経験、教育委員会における学校行政の経験など、本専攻の教育課程を教授するに十分な実務経験を有する他に、加えて、修士の学位を有する者、実践論文等が高く評価され教育委員会・教育団体の賞を受賞した者、また、学校教育学に関する博士の学位を有するものなど、実務経験と研究又は実務に関する業績の両方を兼ね備えた者である。

なお、本学の大学教員の定年は、満65歳に達した年度末【資料3：国立大学法人上越教育大学職員就業規則（抄）】であり、専任教員で定年に達している者又は学年進行中に達する者はいない【資料4：専任教員の年齢構成・学位保有状況】。

5 教育方法、履修指導の方法及び修了要件

教育方法、履修指導の方法及び修了要件等については、次のとおりとし、学内規則【6－「国立大学法人上越教育大学学則（参照）、資料5：上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（案）】により整備する。

(1) 学期（授業期間）

学年を前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）の2学期に区分し、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(2) 授業の方法

授業は、講義、演習、実験、実習及び実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行い、個々の科目内部において、4～6人を単位としたグループ討議、事例研究や授業観察・分析、模擬授業、現地調査等を含めたものとし、教職大学院の目的を達成し得る実践的な教育を行うための授業の展開を図ることとしている。具体的方法は、次のとおりとする。

1) 臨床共通科目の授業方法

原則として、半期単位で行うこととし、1年次の前期に位置付けている。

なお、科目の内容が広範囲であるため、複数の教員で担当することが考えられるが、授業担当教員同士の連絡・連携・協働を欠いたオムニバス方式になることを避けるため、次の内容に基づき構成・実施する。

① 各領域の必修単位を4単位とする。

② 臨床共通科目の履修により、初等中等教育諸学校における教育課題について、包括的・体系的な理解を共有し、学校における実践場面において、自らの担当部分以外との関連も広く見据えながら、指導のリーダーシップを発揮することのできる教員の基礎的な力量の醸成を目指すため、各科目の内容は特定の教科や学校種のみには偏らないような方法を採用。

③ 最初に、全体の3分の1程度の時間を使って複数の教員が分担しながら、各領域で求められる目標に対応した内容を講義する。

この講義を通じて、臨床共通科目全体をとおしたシソーラスを形成する。そのため、講義内容及びその順序は、専任教員が中心となり関係全担当教員が協働して構成を行う。この講義によって、学生は、教員が学校教育全般に関する高いレベルの理論的・実践的知識や技術の蓄積の中から、いつでも必要な情報、知識、技術等を検索し、引き出し、それらを課題解決に役立てることができるシソーラスを形成する。

- ④ 単なる「座学」を廃し、学校現場における実際の「事例（想定事例を含む。）」に即して、学生相互が多様な「事例」（多様な校種、多様な教科種、多様な問題群に及ぶことを基本とする）を交換しあうことを通じて、それらの問題の所在、対処法、背景を含む構造的な理解を醸成するとともに、その分析力、理解力を修得することにより、将来における類似の事例への応用・展開能力を養成することを企図している。
- ⑤ 授業形態は次のとおりとし、受講者を小グループに分け、主体的な探求を促すために発表課題を課す。発表形式は発表内容に合わせて、「ケーススタディ形態」、「ワークショップ形態」、「プレプロジェクト形態」、「その他各形態を複合した形態」などの多様な形態を組み合わせる。
- ア 講義形態
基本的に従来講義に近いが、実験室での実験や学校での短期調査、文献資料等のみに基づく研究の成果や知識を、主な講義・演習の内容とはしない。
- イ ケーススタディ形態
教育における様々な場面（ケース）に関連した様々な二次資料（教育統計、プロトコル、学校が発行する紀要等）情報を与え、それに対する自分の対策を講じ、他のメンバーと討議する。
- ウ ワorkshop形態
自ら活動に参加・体験し、グループの相互作用の中で学びあったり創り出したり、自らを見つめたり他者に共感したりしていくことを通じて学ぶ。
- エ プレプロジェクト形態
教育現場の1次資料生情報（ビデオ等の画像、ICレコーダー等の音声情報等）を自ら分析し、一定の結論を引き出す。
- オ その他
上記ア～エのいずれかを複合した形態
- ⑥ グループ編成はランダムを基本とする。このことによって臨床共通科目を通して、多様なメンバーと協働する場を確保する。
なお、この科目は、グループ活動を中心とするが、専任教員が支援を行う。
- ⑦ 発表時間及び受講者全員の質疑の時間を確保する。最後に、授業担当教員がまとめる。質疑の進行は発表グループが行うが、受講者全員の質疑が活性化するように、授業担当教員が支援する。他と同様に専任教員が中心となり関係全担当教員が共同して運営する。このような運営によって、限られた専任教員が全テーマに対して責任を持って担当できる。
- ⑧ 上述のように、履修者全員で一つのことを学ぶ部分と、テーマによって小グループで学ぶ部分を併用し、その全体を専任教員が中心となり関係全担当教員が共同運営することによって、臨床共通科目が実現しなければならない「教職大学院で学ばなければならない共通事項」と「少人数による実践的な授業」の両方の内容を修得することできる。

2) コース別選択科目の授業方法

コース別選択科目として、「学校支援プロジェクト科目」及び「プロフェッショナル科目」を設定し、臨床共通科目を確かな土台とした上で、各コースの専攻分野、研究（実践）・テーマ等に応じた科目を履修する。

これは、臨床共通科目との十分な関連の上で、学生が更に専門的に絞り込んで修得したいと希望する選択分野である。

コース別選択科目における学校支援プロジェクト科目は、学校支援リフレクションと学校支援プレゼンテーションから構成されており、それらは実習科目の学校支援フィールドワークと連携する。

3) 実習科目の授業方法

実習科目は、学校支援フィールドワークとして位置付け、実習を通じて得た学校教育活動に関する基礎的な理解の上に、ある程度長期間にわたり、教科指導や生徒指導、学級経営等の状況を経験することにより、自ら学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質能力を培うものである。

教育実践高度化専攻の教育目標の実現を目指し、実習担当教員の専門性及び大学院学生の課題意識と連携協力校の持つ課題を勘案して実習計画を立案し、学生の明確な課題意識の上に、主体的に学校運営や学級運営に関わり、実習校の責任ある一員として参加し、支援を行う高度に専門的な「実務実習」となっている。

実習内容は次のとおりであり、実習担当教員の指導のもとで実習を履修する。特に現職院生は、理論と実践の架橋・融合・往還の意味と意義を実感し、理論知を実践知に変換する資質・能力を獲得することができる。

- ① 実習においては、実習校担当教諭とともに実習担当教員が実習中に随時指導し、その指導方法は、実習担当教員の直接指導の他にインターネットを活用する。同時に、実習の計画においては、学生個々の指導力の向上だけでなく、所属する学校全体あるいは地域の学校全体の教育力の充実につながる視点が組み込まれることとなる。
- ② 学生の課題意識及び実習校、更に実習クラスによって、充たすべき課題は多様である。従って、実習校との間で十分な実習計画が詰められている必要があるため、実習校との間で綿密な調整の上に、実習内容・期間を定めることとするが、実習期間は原則的に後期に設定するものとする。
- ③ 学生及び実習校（クラス）によって課題が異なるため、実習（具体的にはフィールドワーク）の内容については様々であるが、学生によって実習内容に不均衡を生じさせないように、共通に扱われる内容として「教科学習」、「特別活動」及び「生徒指導・進路指導」を含むこととし、フィールドワークの単位数に相当する時間を確保する。ただし、その中に実習担当教員の指導の時間を含む。
- ④ 実習における課題を設け、それに対する実践レポートを課し、その中に「教科学習」「特別活動」及び「生徒指導・進路指導」に対応する項目を設けて、実習校との間で十分に実習計画を詰めることにより、質的水準の維持及び内容の均一化を保証する。

(3) 各授業科目の単位

各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし、授業方法に応じ、次の基準により計算する。

授業の方法による区分	1単位当たりの授業時間数
講義（L）、演習（S）	15時間（授業2時間（各1時限）7.5回）
実験・実習・実技（P）	30時間（授業2時間（各1時限）15回）

(4) 授業時間

授業時間は、原則として月曜日から金曜日までの各5時限で実施【資料6：教育実践高度化専攻（教職大学院）時間割】し、各時限ごとの授業の開始及び終了時刻は、次のとおりである。

時 限	授業開始・終了時刻
第1時限	8時40分 ～ 10時10分
第2時限	10時20分 ～ 11時50分
第3時限	13時00分 ～ 14時30分
第4時限	14時40分 ～ 16時10分
第5時限	16時20分 ～ 17時50分

(5) 定期試験、成績評価及び単位の授与等

1) 定期試験

履修登録した授業科目について受講している場合には、学期末又は学年末等に試験を行う。具体的な試験の方法は、授業担当教員が定める方法による。

2) 追試験

病気その他やむを得ない理由により所定の試験を受けることができなかった学生には、願い出によって追試験を行う場合がある。

3) 不正行為

試験中の不正行為については、学則及び履修規程に照らして厳しく処分する。

4) 成績評価

① 成績評価は、授業担当教員が定期試験の結果及び受講状況等をもとに、教育実践高度化専攻の教育目的に照らして厳格かつ総合的に行うものとする。成績評価の基準は、次のとおりである。

評 価	評 価 基 準	摘 要
S	100点 ～ 90点	合 格
A	89点 ～ 80点	合 格
B	79点 ～ 70点	合 格
C	69点 ～ 60点	合 格
D	59点 以下	不合格とし、単位を与えない。

② 具体的な評価手順

- ア 臨床共通科目では発表及び最終レポートを課し、成績は、次の事項をもとに総合的に評価する。
「発表における発表内容」及び「発表における発表方法はグループ」として評価し、その点数を個人として評価する「発表後の討議における質疑内容」及び「授業終了後に提出させる最終レポート」に加算し評価する。
- イ 実習科目の成績は、実習におけるレポート、実習校からの評価に基づき総合的に評価する。
- ウ コース別選択科目に関しては、各科目の特性に合わせた多様な評価方法によって設定する。
- エ 成績評価に関しては、その方法をシラバスに明記する。

5) 単位の授与

授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
合格した科目を再度受講することは、原則としてできない。また、その場合には単位認定は行わない。

(6) 他の大学院における授業科目の履修等及び入学前の既修得単位の認定

1) 他の大学院における授業科目の履修等

教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができるものとし、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、12単位を超えない範囲で、教授会の議に基づき、本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとする。

2) 入学前の既修得単位の認定

教育研究上有益と認めるときは、学生が本学の大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、上記(6)により修得したものとみなす単位、並びに、以下の(8)により免除する単位と合わせて12単位を超えない範囲で、教授会の議に基づき、本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3) 申請時期

- ① 他の大学院における授業科目の履修等は、修得した月の翌月末日
② 入学前の既修得単位等は、入学した年度の4月末日

4) 修得したものとみなす授業科目の限定

他の大学院における授業科目の履修及び入学前の既修得単位を、本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす場合の授業科目は、コース別選択科目「プロフェッショナル科目」に限るものとする。

(7) 履修科目の上限

各年次にわたって適切に授業科目を履修させるため、1年間に履修科目として登録できる単位数は、32単位を上限とする。

(8) 標準修業年限・修了要件、学位の授与

1) 課程の修了（標準修業年限・修了要件）

標準修業年限は2年間とする。本学大学院を修了するために満たすべき履修上の要件は、大学院に2年以上在学し、「修了要件区分」に定める科目区分に従い、46単位以上を修得【資料7：教育実践高度化専攻（教職大学院）履修モデル】すること。ただし、小学校等の教員としての実務経験を10年以上有している等の条件【資料8：上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程の実習科目により修得する単位の免除に関する取扱い細則（案）】を満たす者については、申請に基づき、実習科目「学校支援フィールドワーク」により修得する10単位のうち6単位を免除することができる。

2) 長期履修学生制度

教育実践高度化専攻では、出願資格（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は養護の教諭のいずれかの教育職員免許状（一種）を有する者）からも推察されるように、任期（期限）付きで公立小・中学校の非常勤講師（産休代替等）として従事しつつ、教職を目指している社会人を長期履修学生として想定している。

そのため、非常勤講師としての勤務期間を勘案し、通常どおり開講している授業科目を、例えば以下の履修モデルのように3年間にわたり計画的に履修できるよう配慮することとしている。

この制度による入学者は、通常の学生2年分の授業料を3年間で分割納入することとする。

区 分	前 期	後 期	年 次 別 修 単 位 得 数
1 年次	臨床共通科目 3 科目 12 単位 プロフェッショナル科目 2 科目 4 単位		1 6 単位
2 年次	臨床共通科目 2 科目 8 単位 プロフェッショナル科目 1 科目 2 単位	実習科目 1 科目 5 単位 学校支援プロジェクト科目 2 科目 5 単位	2 0 単位
3 年次		実習科目 1 科目 5 単位 学校支援プロジェクト科目 2 科目 5 単位	1 0 単位
計			4 6 単位

3) 修了の認定

本学教職大学院の修了要件を満たした学生については、その学修の修了を総合的・最終的に確認するため、教職大学院運営委員会（仮称）において、入学以来積み上げてきた教育実践に関するレポート等の成果物や履修した授業科目に係る成績評価の結果を基に、修得させるべき資質能力として設定する目標を達成しているか否かについて総合的な判定を行い、その結果を持って教授会が修了の可否を認定する。

4) 学位の授与

本学教職大学院を修了した者には、教職修士（専門職）の学位が授与【資料9：上越教育大学学位規則（案）】される。

なお、学位を授与された者は、当該学位の名称を使用するときは、「上越教育大学」と付記しなければならない。

(9) 指導体制

1) アドバイザーの設置

本学の教職大学院では、全ての学生が教員による修学その他学生生活全般について指導助言（アドバイス）を受けられるよう、アドバイザー制度を設けて、入学から修了までの間、学生一人ひとりに担当の専任教員をアドバイザーとして選任し、適切な指導・助言を行うものとする。学生は、自由にアドバイザーを訪ね、修学目的、履修計画、また、将来等についての質問・相談を可能とする。

このような機会を積極的に活用し、授業内容の理解を深め、あるいは当該教員とのコミュニケーションの大切さ、素晴らしさを実感させる。

2) アドバイザーの主な役割

- ① 担当する学生の履修や学業成績等について必要に応じて相談を受け、助言に当たる。
- ② 担当する学生の休学・退学などの身分の異動等について相談を受け、指導する。
- ③ 必要に応じて担当する学生との面談等を実施し、大学生活についての意見聴衆並びに必要なアドバイスに当たる。
- ④ 授業等についての欠席状況や成績不振等の情報を受けて指導を行う。
- ⑤ 担当する学生に問題が生じた場合には、関係事務組織と連携しカウンセリング等指導の方法を検討し指導に当たる。

3) アドバイザーの変更

アドバイザーは、学生の希望によって変更を可能とする。学生から変更希望があったときは、コースにおいて、希望者に面接等の手続きを行った上で、新しいアドバイザーを選出する。

(10) 履修の手続等

学生の履修及び成績に関する処理を「学務情報システム」で行い、履修登録、履修取消し及び履修上の必要な手続きは、次の事項に従い変更等のないよう計画を立てる。

1) 履修登録

- ① 当該年度に履修しようとする全ての授業科目を定められた履修登録期間内に登録させるものとする。
- ② 履修登録は、本学「学務情報システム」にログインし、そのメニューに従って登録する。
- ③ 履修登録内容については、必ず履修登録期間内に確認させることとする。

2) 聴講票

- ① 前期及び通年の授業科目については、「聴講票」に必要事項を記入し、開講と同時に授業担当教員に提出させる。
- ② この聴講票は、履修登録締切までの間、授業担当教員が履修者を確認するために使用するものである。
- ③ 履修登録締切後に実施される集中講義、後期から開講される授業科目及び非常勤講師による集中講義科目については、聴講票の提出を要しないものとする。

3) 聴講追加票、聴講取消票

- ① やむを得ない理由で学期の途中で履修を追加又は取り消す場合は、「聴講追加票」あるいは「聴講取消票」に必要事項を記入の上、上段は授業担当教員に提出し、下段は授業担当教員から押印又は署名したものを教育支援課に提出する。ただし、後期開講科目を後期履修前に追加又は取り消す場合は、上下段とも教育支援課に提出させる。
- ② 非常勤講師による集中講義科目は、授業期間前に限り、下段のみを提出させる。
- ③ 当該授業科目の期末試験終了後は取り消すことができないものとする。

(11) オフィス・アワー

全ての専任教員には、オフィス・アワーとして毎週一定の時間、研究室等で待機する時間を設けることとし、専任教員以外の授業担当教員に対しても、授業に関する質問や勉強方法に関する相談を可能とする。

(12) 履修上の一般的留意事項

年間をとおした履修計画の検討及び履修登録等の提出に当たっては、次の事項について留意すること。

- ① 授業科目の選択に当たっては、アドバイザーの指導を受けて履修計画を立てること。
- ② 修了要件及び教育職員免許状取得要件には、十分に注意すること。
- ③ 同一の曜日の同一時限に、複数の授業科目を履修することはできない。
- ④ 授業科目によっては、隔年開講や受講制限をする場合がある。
- ⑤ 疾病その他の理由により、授業を欠席する場合は、授業担当教員に連絡の上、「欠席届」（様式は教育支援課内）に必要事項を記入し、提出すること。

(13) 修学全般の注意事項

- ① 疾病その他特別の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができない者は、休学を願い出ることができる。この場合、休学期間は在学年数に算入されない。
- ② 休学期間中にその事由が消滅した場合は、許可を得て復学することができる。
- ③ 学生が退学しようとするときは、許可を受けなければならない。
- ④ 休学、退学等に関してはアドバイザーに相談するとともに、教育支援課に連絡すること。

6 既設の学部（修士課程）との関係

(1) 学校教育学部との関係

小学校教諭を中心とした教育職員免許状を持つ本学の学校教育学部出身者は、専門職学位課程の教育実践リーダーコースに進学できる他、既設修士課程に進学が可能【資料10：上越教育大学における教職大学院と修士課程の関係（P2：平成20年度における教育研究組織概念図）】である。なお、教職大学院と学部教育が連携・協働することによって、教職大学院における研究・教育の成果を積極的に学部教育に還元し、本学独自のスーパー教員の養成に資することが期待される。

教職大学院の設置に合わせ、幼児教育専修を廃し、学校教育専修と教科・領域教育専修との2専修体制とする。また、学校教育専修の「学習臨床コース及び発達臨床コース」を「学校臨床コース」に改組し、「幼児教育コース」を新設するとともに、平成19年度入学者から教職実践演習その他の実践的授業科目（特別支援教育に関する科目を含む。）の新規導入を中心としたカリキュラム改革を行う。

学校教育学部【資料11：学校教育学部入学者選抜試験状況（過去10年間）、資料12：学校教育学部卒業生就職状況（過去10年間）、資料13：学校教育学部都道府県別公立学校教員就職状況】については、臨床研究を裾野として、その上に成り立つ教育実践の更なる深化・拡充を推進すべく、必要に応じて新たな専攻・コース体制への見直し（教職大学院の設置後に、学校教育専修に教職大学院の教育実践リーダーコースと連絡する教育実践デザインコース（仮称）の新設を検討）を図るとともに、それに対応した教育内容の充実（カリキュラムの見直しを含む。）に努めるものとする。

学部教育の質を維持するため、教職大学院の専任教員は、学部のコースに所属し他の教員と同等に授業科目を担当する。ただし、教職大学院の教育に支障を生じると当該教員が判断する場合には、その限りでない。

(2) 修士課程との関係

本学では教職大学院の創設を中期目標に掲げる路線を更に発展させるための契機ととらえ、平成12年度以降「教育に関する臨床研究」に取り組んできた修士課程と教職大学院を並立させ相互補完的な関係を構築すべく、既設の学校教育研究科の中に、臨床研究からの知見・課題を専門職学位課程（教職大学院）に提供しつつ、教育実践の結果に基づく臨床研究の深化（理論の再構築）を図る修士課程〔250人〕と、教育実践からの知見・課題を修士課程に提供しつつ、臨床研究の成果に基づく教育実践の高度化（課題への即応）を図る専門職学位課程（教職大学院）〔50人〕を置く構想とした。【資料10：上越教育大学における教職大学院と修士課程の関係】

教職大学院は、大学院学校教育研究科に専門職学位課程を新設し、その一専攻として設置する。従って、修士課程に置かれる専攻と、専門職学位課程に置かれるとしての専攻が並列された形で研究科を構成する。教職大学院の開設を予定している平成20年度の大学院学校教育研究科入学定員は、専門職学位課程（教育実践高度化専攻）50人、修士課程250人の計300人であり、教育実践高度化専攻には、教育実践リーダーコース（標準学生数30人）と学校運営リーダーコース（標準学生数20人）の2コースを置く。

教職大学院の設置に合わせ、幼児教育専攻及び特別支援教育専攻を廃止し、修士課程を学校教育専攻と教科・領域教育専攻の2専攻体制とする。また、学校教育専攻の「学習臨床コース及び発達臨床コース」を「学校臨床研究コース、幼児教育コース及び特別支援教育コース」に改組する。

修士課程【資料14：大学院学校教育研究科専攻別入学選抜試験状況（過去10年間）、資料15：大学院学校教育研究科専攻別就職状況（過去10年間）、資料16：大学院学校教育研究科都道府県別公立学校教員就職状況】については、臨床研究を裾野として、その上に成り立つ教育実践の更なる深化・拡充を推進すべく、教職大学院の設置後に、各教科固有に現れる学校教育現場での課題を対象とし、成長・発達段階に応じて子どもの能力を引き出すための指導法やカリキュラム・教材等を、教科の授業を实践する立場から研究・開発することを主たる目的として、教科・領域教育専攻の各コースを再編・整備した「教科臨床研究コース（仮称）」の設置を検討するとともに、それに対応した教育内容の充実（カリキュラムの見直しを含む。）に努めるものとする。

(3) 博士課程（連合大学院）との関係

本学が構成大学の一つである兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）は、学校教育実践学分野の研究推進とこの分野を担う次世代研究者の養成を目的としている。従って、既設修士課程及び専門職学位課程（教職大学院）の双方と密接な関係を持つ。

専門職学位課程（教職大学院）は、修士課程修了者と同様に連合学校教育学研究科（博士課程）に進学することができる。連合学校教育学研究科（博士課程）は、教職大学院と実践的教育の過程で浮かび上がった課題についてプロジェクト型の共同研究を行うなど連携することができる。

また、連合学校教育学研究科（博士課程）修了生は、「学校教育学」の博士号を有し、専門職学位課程（教職大学院）及び修士課程の教員スタッフとしての適格性を有することとなるため、連合学校教育学研究科（博士課程）は専門職学位課程（教職大学院）及び修士課程に対して教員スタッフを提供することができる。

7 施設・設備等の整備計画

教職大学院の入学者として、学部卒業生、現職教員に加え、社会人をも想定していることから、それぞれの履修状況に柔軟に対応し、効果的な研究計画実現するための学習機会を提供できるよう、次のような環境を備えている。

1) 講義室及び演習室：本学では、講義室：22室、演習室：54室、実験・実習室：154室、情報処理学習施設：5室、語学学習施設：3室を備えており、それらの施設は原則として、教員養成の単科大学である本学の特性上、学校教育学部及び修士課程と共用し、大学全体で使用することとしている。

また、教育実践高度化専攻では受講者を小グループに分け、主体的な探求を促すために発表課題を課し、発表内容に合わせて、「ケーススタディ形態」、「ワークショップ形態」、「プレプロジェクト形態」、「その他各形態を複合した形態」などの多様な授業形態を組み合わせることが想定されていることから、本専攻専用の講義室：1室（100㎡）を確保している。

なお、全ての講義室に無線LANのアクセスポイントを設置しており、学内・学外のWebへのアクセスを可能としている。

2) 附属図書館：本学では、図書：264,279冊、学術雑誌：2,387冊、電子ジャーナル：7,306点を備えており、それらの図書等は原則として、教員養成の単科大学である本学の特性上、学校教育学部及び修士課程と共用し、大学全体で使用することとしている。教育実践高度化専攻設置後は、現状の図書資料に加え、学校現場の教育実践事例を多く収録している国内学会誌や、各学校の実践成果報告書をはじめとして、協働力や即応力の育成に資する図書・学術雑誌の計画的な整備・充実に努めるものとする。

現在、平日は9時から22時まで、土曜・日曜・祝日は11時から17時まで開館しており、ノートブック型パソコンを10台設置するとともに、学生所有のノートブック型パソコンの持ち込み利用も可能としている。どちらも学内・学外のWebへのアクセスを可能としており、プリンターも利用できる。

電子ジャーナル7,306タイトルにアクセスできる他、本学で所蔵していない雑誌論文を複写して取り寄せたり、他大学の図書館を利用する場合は紹介状を発行している。教員養成系大学の図書館として、教育に係る広範な情報を提供するため、学内の図書・雑誌の蔵書検索をはじめ、世界的に著名なデータベースなど、電子的検索ツールを揃えている。所蔵している資料の蔵書検索はインターネットを経由して自宅からも利用することができ、利用者の要望に添って時間や場所に制限されることなく、迅速に情報を得ることができる。

また、図書館には閲覧席176席のほか、マルチメディアコーナーやAVコーナーが設けられているため、資料検索のみならず、自学自習の支援としても有用である。

3) 情報基盤センター（教育情報訓練室他）：現在、平日の8時40分から20時45分まで開室しており、ノートブック型パソコン等を72台設置するとともに、学生所有のノートブック型パソコンの持ち込み利用も可能としている。どちらも学内・学外のWebへのアクセスを可能としており、プリンターも利用できる。

また、開室時間中は本室を管理する情報基盤センターに、ヘルプデスクを配置し、学生の相談を受け付ける体制としている。

- 4) 大学院生研究室：本学では従前から院生研究室を設置し、大学院修士課程の学生に供してきたことから、教育実践高度化専攻の学生に対しても、教育実践リーダーコース院生研究室（80㎡）及び学校運営リーダーコース院生研究室（66㎡）の計2室を確保【資料17：院生研究室の見取り図】している。

8 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

教育実践高度化専攻は、多種多様な実践例に学びながら、自らも教育実践を行うことを通して、刻々と変わる教育現場の状況を即時的・総合的に判断しながら、適切な学校運営の実現に向けた協働関係の構築や実践を総合的にデザインできる教員を養成することを目的とする。

そのため、本専攻では、教職経験を踏まえ更なる職能発達を目指す現職教員に加え、学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を習得し、高い専門性と実践力を持った初等中等教育教員になることを強く志向する人を求めている。

(2) 出願資格

1) 基礎資格

次の①～⑧までのいずれかに該当する者とする。

- ① 大学を卒業した者又は平成20年3月までに卒業見込みの者
- ② 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者又は平成20年3月までに授与される見込みの者
- ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又は平成20年3月までに修了見込みの者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は平成20年3月までに修了見込みの者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は平成20年3月までに修了見込みの者
- ⑥ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号参照）
- ⑧ 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの又は平成20年3月31日までに22歳に達するもの

2) コース別資格

- ① 教育実践リーダーコース
小学校、中学校、高等学校、幼稚園又は養護の教諭のいずれかの教育職員免許状（一種）を有するか、又は取得見込みである者とする。
- ② 学校運営リーダーコース
初等中等教育における10年以上の教職経験を有する者、又はそれに準ずる社会経験を有すると認められるもので、小学校、中学校、高等学校、幼稚園又は養護の教諭のいずれかの教育職員免許状（一種）を有する者とする。
※ 教職経験に準ずる社会経験とは、「教育に関わる実務経験（保育園、教育関係NPO法人及び教育行政事務等）」を示す。

(3) コースの志望

出願に当たって、専門職学位課程（教職大学院）の2コースともに出願資格を満たす場合は、第2志望まで志望できることとする。

また、専門職学位課程（教職大学院）と修士課程の枠組みを越えて、専門職学位課程（教職大学院）の専攻・コースを第1志望とし、修士課程の専攻・コースを第2志望として出願ができることとする。

(4) 選抜方法

入学者は、次の方法により選抜する。

- ア 筆記試験
- イ 口述試験

近い将来、所属する都道府県教育委員会から派遣教員として同意を受け出願する者については、派遣元の教育委員会との協議により、教育委員会における選考過程に本学の教職大学院関係教員が参画（例えば、教育委員会による面接試験に教職大学院関係教員が加わり、面接を通過したものを合格者とする。）することも考慮する。

(5) 長期履修学生制度

教職大学院への入学を希望する者であって、職業を有している等の事情があるものについては、通常の標準修業年限である2年を超えて3年間にわたり計画的に教育課程を履修することを認める。この制度による入学者は、通常の学生2年分の授業料を3年間で分割納入することとする。

9 取得できる教員免許状

取得できる教員免許状は、次のとおりとする。

- ① 小学校教諭専修免許状
 - ② 中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教）
 - ③ 高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教）
 - ④ 幼稚園教諭専修免許状
- なお、学部での免許状未取得者は、出願資格がない。

10 自己点検・評価

(1) 実施方法

教育実践高度化専攻においては、中核的・指導的な教員の養成・研修の場としての水準の維持・向上を図るため、大学としての自己点検・評価や認証評価が重要とされていることから、今後創設が予定されている認証評価機関が定める教職大学院の評価基準又は観点を確認した上で、本学の自己点検・評価基準のうち、「教育研究組織」、「教員及び教育支援者」、「学生の受入」、「教育内容及び方法」及び「教育の成果」等について、教育実践高度化専攻固有の基準及び観点・指標を追加し、それらの要件を継続的に充足するとともに、教育活動等の水準を高めることに努める。また、授業については、学期ごとに全ての授業について受講生による評価を行い、授業科目ごとに集計する。その集計結果を基に教員は自己評価レポートを作成し、教員と学生とが協同的に優れた授業を構築することを目指す。さらに教員については、毎年度、個人の教育研究活動の自己点検・評価をする。

(2) 実施体制

評価の実施等については、全学委員会である大学評価委員会が統括し、教職大学院運営委員会（仮称）、教育研究評議会、経営協議会、役員会と連携しながら運営する。学長は、自己点検・評価等の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、教職大学院運営委員会（仮称）委員長に改善を指示するものとする。教職大学院運営委員会（仮称）委員長は、学長から改善指示を受けたときは改善案を作成して、評価支援室に提出、評価支援室は改善案を検証し意見を付して学長に報告するものとする。学長は、その報告に基づき改善策を決定し、実施する。

(3) 評価結果と改善方策の公表

学長は、自己点検・評価等の結果及び改善方策を監事へ報告するとともに、学内へはグループウェアで、学外へは大学ホームページを利用して公表する。

(4) 外部評価及び修了生等との連携

外部組織である認証評価機関による認証評価及び国立大学法人評価委員会による法人評価を定期的に受けることに加えて、修了生等が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関して修了生、教育委員会等の就職先に定期的に聴取するなどの取り組みを実施し、教育の内容及び方法、教育の成果や効果等の検証を行う。また、同窓会組織を強化し、就職先等の追跡調査を行うとともに学生支援に関するニーズの把握に努める。

11 情報提供

研究科や教育実践高度化専攻の行事、カリキュラム等の内容、教育方針、入学試験、教員の教育・研究内容等を本学ホームページ上で公開するとともに、研究科、専攻の紹介や学生募集については、パンフレット及びポスターを作成し、都道府県教育委員会、大学その他関係機関に配付する予定である。

また、定期的に本学が設定する基準に基づいて、自己点検・評価を行い、それに基づく外部評価も取り入れた上で、その結果を公表する。

12 教員の資質の維持向上の方策

本教職大学院の教育効果を上げるためには、FDが不可欠である。FDでは、専任教員に対しては、その高度の専門性と実務家教員の実践性とを結合させる意識とスキルの育成と、多様な経験を有する院生の協働による実践的研究課題に取り組むことに鑑み、個人的な教育研究の自由よりも院生の研究課題となる学校等の臨床場における課題の解決を優先する意識の育成が図られる。

実務家教員に対しては、本教職大学院を含め大学の理念・目的、歴史、社会的使命や教育課程などの基本的事項を効果的に知らしめる。

これらのFDは教職大学院のみならず、全学を対象に組織的に行うことが必要であり、FDに対応する組織を整備し、FDの開発と実施に当たる。同組織を通じて以下のような活動を行う。

(1) 授業評価による職能向上

- ① 授業科目ごとに、学生による授業評価、教員による自己評価を行い、授業の内容や方法について点検し、改善を図る。
- ② 教員相互に授業を参観し、意見・助言・指導を受け、授業の内容や方法の改善を図る。（ピアレビュー）
- ③ シラバスについて、都道府県の派遣担当者、教育センター主事及び協力学校校長会などの評価を受け、教育課程、教育方法の改善・充実を図る。

- ④ 修了生による評価、派遣現職教員の修了後における教育委員会による評価を行い、教育成果と問題点を把握し、必要な修正・改善を行う。

(2) 学校、教育委員会との連携による職能向上

- ① これまで、新潟県教育委員会等との間で、各種の現職教員研修を連携して実施している。これは、とりわけ大学教員の教育実践力の向上を図るFDの機会となっている。今後も、連携を継続・発展させることにより、教職大学院の教育課程、教育方法の改善・充実と教員の実践的な授業能力の向上を図る。
- ② プロジェクト科目群の研究成果発表会を開催し、都道府県の派遣担当者、教育センター主事、協力学院校長会を招へいし、派遣院生及び教員に対する評価・指導・助言を受け、教育成果と問題点を把握し、必要な修正・改善を行う。

13 管理運営の考え方

(1) 教員の学部から大学院への所属換え（大学院部局化）

本学は「教員のための新しい大学・大学院大学構想について（昭和49年5月20日：新構想の教員養成大学等に関する調査会）」に明らかのように、大学院レベルの機能を中心に、学部レベルの機能をも併せ備えた「教員のための大学院大学」として創設されたものであることを受け、大学教員が学校教育学部にも所属している現状を見直し、平成19年4月1日付けで、大学院学校教育研究科に所属換えを行い、同研究科を部局化している。

(2) 従来の組織にとらわれない柔軟な教育研究組織の編成

柔軟な教育研究組織の編成を目的として、平成20年4月1日付けで、現在の部及び講座による構成を見直し、【資料18：上越教育大学教育研究組織規則（案）、資料19：上越教育大学における教員組織と教育組織の関係、資料20：上越教育大学教員組織運営図】し、教員組織として「学系」を置き、大学の管理運営の基本単位とする。また、大学院学校教育研究科における教育研究組織の単位となっている「専攻・コース」を教育組織として置き、教育研究上の目的から組織される教育研究活動の基本組織とする。

「学系」から「専攻・コース」やセンター等に出向く体制を構築することで、「大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を編成理念とし、できるだけ弾力的な組織にして、大学全体で教員人事を行う。従来の組織にとらわれない柔軟な教育研究組織を基本に、教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じ、学生をはじめとする関係者への分かり易さにも配慮する。」としている中期目標・中期計画を達成することで、教育・研究の活性化が図られるよう自由な組織設計が可能となるため、組織の改編を柔軟に行うことにより、構想している教職大学院の設置に速やかに対応できる。

なお、学系は研究分野の動向を考慮して再編することも可能であり、活力を維持しつつ自立的に変革していくための体制が整えられる。

(3) 教職大学院の運営

本学では、大学院学校教育研究科に、既設修士課程に加え専門職学位課程（教職大学院）を併設して教育実践高度化専攻を置くことにより、現行の大学運営体制を大幅には変更しない。また、事務組織が一元化されているため、現行の事務管理体制の下で業務を処理する。

しかし、本専攻の固有かつ重要な事項を処理するため、専攻長を置き、専攻長を委員長とする教職大学院運営委員会を置くこととしている。同委員会は、学内規則に基づく専門委員会とし、教職大学院の全専任教員で構成することとし、専攻長を中心に少人数で構成し、審議を要する課題に対応して、部会又はワーキンググループを置くことにより、機動的な運営を図っていくこととする。

II 連携協力校等との連携・実習

1 連携協力校等との連携

本学では、新潟県上越市及び妙高市の公立小・中学校92校を連携協力校とし、それに、上越市・妙高市教育委員会、国立妙高青少年自然の家及び本学附属小・中学校を加えた97施設を実習施設（連携協力校等）として設定している。

実習（学校支援フィールドワーク）の運営【資料21：上越教育大学教職大学院における実習科目（学校支援フィールドワーク）の運営】に当たっては、本学の教育実習委員会の下に、教育実習委員会委員長、市教育委員会実習担当者、校長会実習担当者、妙高青少年自然の家実習担当者、実習生受入校代表者、実習担当教員を含めた教職大学院教育実習専門部会（以下「実習部会」という。）を組織し、実習校の選定及び実習の運営・評価等に関することを処理することとしている。

実習部会は、学校課題及び実習担当教員の専門性を考慮しつつ連携協力校の中から「実習生受入校」を選定し、1名の実習担当教員と2～5名の大学院学生が「支援チーム」を構成する。

チーム編成に当たっては、学生の興味関心を考慮し、実習生受入校と連携しながら実務支援（支援フィールドワーク）を行うとともに、学校教育総合研究センターに所属する9名の実習サポート教員（任期付教員（5人）及び特任教員（4人））が実習生受入校との連絡図りながら、実習生に対し学校支援プロジェクトへの取り組み姿勢や実習生受入校の教員及び児童・生徒とのコミュニケーション方法等に関する指導助言を行うものとする。

2 実習の具体的計画

(1) 実習計画の概要（実習のねらい）

1) 実習目標

本実習は、教育実践現場の実態に応じた支援活動を行い、即応力の中核となる協働力と判断力を育成する。支援活動では、学級経営、生徒指導、教育課程経営をはじめとする学校の教育活動や、管理運営、政策立案をはじめとする組織運営全体について総合的に体験することで、実践的指導力を育成する。

さらに、臨床共通科目及びプロフェSSIONAL科目との連携を図り、個々の大学院学生の関心と関連付けて「課題」を設け、その解決に当たることで臨床力を育成する。

2) 実習単位、主な内容、実習施設、時期、学生の配置等

- 実習の単位：10単位
- 主な内容：各学校の地域性や実情に応じた学校支援活動を中心とする。
- 実習施設：学校内だけでなく、支援の必要がある場合には野外や研究施設等が含まれる。
- 時期：10月から2月を基本とする。実習生受入校の実態に応じ、1ヶ月間連続して活動する場合や、週1～2日を数ヶ月にわたって活動する場合などが考えられる。
- 学生の配置：基本的に一校当たり、一つの支援チームを配置する。支援チームは、1名の実習担当教員と2～5名の大学院学生から構成される。

3) 問題への対応、きめ細やかな指導を行うための実習委員会の配置等

実際に際して発生する問題に関しては、危機管理体制に沿って連絡・対応を行うこととする。

実習担当教員は実習期間中、学校支援プロジェクト関連科目以外の科目を担当しておらず、迅速に対応できる。

また、検討を要する対応については、随時、教職大学院教育実習専門部会を開催し、検討の上対応するものとする。

4) 学生へのオリエンテーションの内容、方法

- 4月：オリエンテーション（支援プロジェクトの趣旨、運営方法の説明）
- 5月：関心ある支援活動を選択する。
- 6月：実習担当教員・支援チームの決定
- 7月：支援チームごとに、学校訪問し実態や具体的課題を把握する。
- 8月から9月：支援チームごとに学校との連絡調整をしながら支援内容を打ち合わせる。

(2) 実習指導体制と方法

1) 実習指導体制

① 実習の具体的な運営は、教職大学院教育実習専門部会が行う。

② 大学院生の指導は、支援チームの実習担当教員が当たる。実習担当教員は、実習生受入校における支援活動に関する指導を行う。

また、連携協力校と連絡をとり、個々の学生の基礎課題の解決に関する指導を行う。

2) 指導方法

- ① 実習の意義について共通理解を図り、実習の効果を高めるため、全学生を集めた事前指導を行う。(4月～7月)
- ② 学校支援フィールドワーク計画表を作成し、それによって実習の計画・報告を学生個別に行う。
- ③ 実習中は、学校支援フィールドワーク実習日誌を作成する。
- ④ 実習日誌は、インターネットを活用して実習担当教員と常時情報の共有を図る。また、実習担当教員は、随時支援リフレクションを行い、活動計画やその見直しを行う。実習の事後は、活動の考察とまとめをレポート等で提出させる。
- ⑤ 実習担当教員は、実習終了後、実習の総括や評価を行う。
- ⑥ 実習担当教員は、実習期間中に週1回程度実習生受入校に出向いて実習生の指導を行う。
- ⑦ 実習担当教員は、連携協力校等と綿密に連絡をとり、訪問指導や評価を行う。

(3) 施設との連携体制と方法

1) 施設との連携の具体的方法、内容

大学教育実習委員長、市教育委員会実習担当者、校長会実習担当者、妙高青少年自然の家の実習担当者、実習生受入校代表者、支援チーム担当教員を含めた「教職大学院教育実習専門部会」を組織し、各機関との連携に当たる。

2) 緊急連絡体制

学校支援フィールドワークは教職大学院の選択科目として通常の教育活動の枠内で行われるものであり、大学における危機管理体制に従うものであるが、多くの時間をフィールドワークの現場である連携協力校において費やすものであるため、連携協力校の危機管理体制についての理解と、大学と連携協力校間の連絡・協力を必要とする。この科目の実施中に想定される災害、事件、事故等においては、以下の要領で危機管理に当たるものとする。

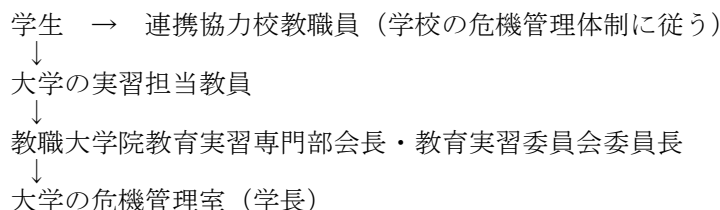
《連携協力校内における危機管理に関する対応》

- ① 連携協力校が定める災害、事件、事故等に対応する校内危機管理体制について、危機管理マニュアルなどを基に学校支援フィールドワークの実施前に学生及び職員に対する教育・研修を実施する。
- ② 学校支援フィールドワークの実施期間中は、連携協力校における校内危機管理体制に従い、教職員とともに対処する。

《連携協力校における学生自身の事故等に関する対応》

- ① 学生自身が関わる事故等が発生した場合は、連携協力校の校内危機管理体制に沿って、連携協力校の指示に従う。
- ② 状況に応じて医療機関・警察など必要な諸機関に連絡をとる。
- ③ 速やかに、電話等で大学の実習担当教員に報告を行う。
- ④ 実習担当教員は連携協力校と連絡をとって対応する。
- ⑤ 実習担当教員は概要をまとめ、教職大学院教育実習専門部会長、教育実習委員会委員長に報告する。
- ⑥ 教育実習委員会委員長は、大学の危機管理室(学長)に報告する。
- ⑦ 連携協力校への往復時における事故等においても同様の対応をとる。

【概念図】



3) 学生自身の事故等に関わる補償

- ① 学生には、実習等での活動においても補償のある学生保険への加入を義務付ける。
- ② 大学は、必要に応じて連携協力校と協議を行う。

4) 各施設での指導者の配置

各施設の、教頭及び教務主任、指導主事、社会教育主事等が教職大学院実習校担当教諭となり、大学の実習担当教員と連携する。

5) 実習前、実習中、実習後の連絡調整

実習前の連絡調整は「教職大学院教育実習専門部会」で行うが、支援チーム決定の後は、各チームの実習担当教員が直接連携協力校等と協議する。

実習中は、実習担当教員の巡回訪問や場合によっては実習中に行われる「学校支援リフレクション」の授業を通じて連絡調整を行う。また、インターネットの「教職大学院学校支援フィールドワーク専用サイト」を用い、常時連絡調整を行う。

実習後は、評価にあたって連絡調整を行うとともに、「学校支援プレゼンテーション」を通じて連携協力校の評価をフィードバックし、運営の改善に当たる。

(4) 単位認定等評価方法

① 大学の実習担当教員と連携協力校の実習担当教諭が緊密に連携し、実習内容に基づいた実習の評価目標・評価内容・評価観点について協議し、評価項目を策定する。

② 連携協力校の実習担当教諭による実習生としての実習参加の態度・意欲、実習生の理解及び課題への対応等について評価する。

③ 大学の実習担当教員が、実習前の個別計画、実習終了後の報告・レポート等により実習成果の評価をする。

④ 上記①～③の総合評価をする。

評価は、S (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、D (59点以下) の5段階とし、SからCまでを合格、Dを不合格とする。

⑤ 単位認定は、教職大学院教育実習専門部会の承認のもと、実習担当教員が認定する。